

第8回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成20年4月15日（火）14:00～16:00

場所：アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

区分	氏名	所属	備考
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会副会長	
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学観光学部地域再生学科 教授	
	事務局	茅野牧夫	和歌山県県土整備部長
松本兼一		和歌山県県土整備部都市住宅局長	
向井直樹		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長	
上裕清吾		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長	
吉田泰士		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長	
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任	
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査	
中塚 一		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所計画部長	
坂井信行		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所次長	
絹原一寛		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所主任	

○ 議事

● 和歌山県景観計画（素案）について

- ・ 景観計画区域（全域）における行為の制限
- ・ 景観計画区域（特定景観形成地域）における行為の制限

委員長： 議論の機会としては今回、そして次回はパブリックコメント前の案の確定ということである。今回は実質的な議論をお願いしたい。

前回委員会で、県全域の行為の制限については大枠了解頂いた。今回は特定景観形成地域について細かく示されているが、この地域の範囲は今回示されていない。どのようにお考えか。

事務局 : 現在想定しているのは、旧中辺路町・本宮町・熊野川町、それから那智山を含む範囲で、旧町の町界や字界をもとに決定したい。現在詳細を詰めており、次回にはお示ししたい。

委員A : 「熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域の景観形成の考え方」と「景観計画区域における行為の制限（素案）」との対応をどう見るのか、ということだと思う。

「集落及びその近傍の景観」では、身近な景観としての植生や、棚田・畑といった農業をどう取り扱うのかという問題がある。これらはガイドラインなどでの対応となるかもしれないが、一方で家屋の伝統的な様式はポジティブに基準に盛り込める事項かと思われる。

事務局 : ご指摘の通りガイドラインで対応していく部分もあるかと考えている。集落の景観は景観協定等を活用し、住民の方々の合意のもとで景観形成を図りたい。

棚田など農の景観についても、ガイドラインで盛り込める部分は盛り込みつつ、景観農業振興地域など農林の施策も活用していき、タイアップしながら景観形成を図りたい。

委員B : 現在の案では古道から望める山稜のスカイラインと、国道 311 号の沿道景観を主対象とされているが、例えば遠くに見えている集落などは対象としてどう考えているのか。

中・遠景で見えるものには山なみや森林などがあり、資料にもそうした分析がなされているので、眺望景観として守るべきものは必ずしもスカイラインだけではなく他にもあるのではないか。地元の住民の方々にも大事だと思うものがあるだろうし、景観形成の目的をその景観の構造から整理していけば、何を守っていこうとしているのかより明確になるのではないか。

委員C : 国道 311 号沿道は「路肩から両側 200m」として範囲を定めて、その中で広告物等は高さ 4m までにせよと記載しているが、4m 以内なら良いのか。また基準には広告物の色彩についても言及されているが、場所によって適する色彩も異なると思う。考え方を説明頂きたい。

事務局 : 記載している「高さ 4m 超」は、届出対象の規模であり、4m を超えるものを禁止するという意味ではない。

国道 311 号沿道は屋外広告物条例の禁止地域の指定を考えており、基本はそちらで対応するが、ごくまれなケースとして屋外広告物条例で拾うことができない物件について対応するべく、広告物についても基準を記載している。

委員C : 自家用広告物は、高さ 4m 以下であれば建てられるのか。

事務局 : 自家用であれば屋外広告物条例では可能であり、景観条例に基づく届出も不要である。

なお、熊野古道（中辺路）地域は屋外広告物条例では規制がかかっていない

白地地域となっている。今回の検討を機に条例改正し、禁止地域または許可地域に指定する予定としている。

委員B : 補足すると、屋外広告物条例の許可・禁止地域はごく一部にとどまっていることから、地域指定を拡大しようということ、特に4mを超える広告塔などについては届出してもらい、デザイン面でのチェックを行おうということ、である。

委員D : 前回委員会でも申し上げたが、何を目的にしているのか、そのためにどういう運用方法で何をしようとしているのか、が見えてこない。

資料に熊野古道（中辺路）地域の景観形成の方針がごく簡潔に記載されているが、実際に景観計画ではどのように記載するのか。中辺路がどのような場所であり、どういった景観上の特徴があつて、何を守っていこうとしているのか。それが基準でカバーできなければ方針で位置づけを図るという形が望ましいと考えられる。また、バッファゾーンは道の両側 50mで指定されているが、集落内を通っているところは、集落全てをバッファゾーンでカバーできていない場合もあり得る。集落は一体の景観として捉えられるべきであり、整合を図った方が良い。

特定景観形成地域はもっと丁寧に景観の特性を読み解いて記載していくべきであり、現状の資料を見るとそうしたリアリティが欠けているのではないかと思う。

委員B : きちんとした資料がないと議論が前に進まないのでは、というご指摘だがいかがか。

事務局 : 区域の設定など積み残しも含め、次回にはきちんと整理してお示ししたい。

委員D : この区域での届出件数の想定は。

事務局 : 年間で約 30 件程度と見ている。

委員D : そのくらいの件数であれば、全てを届出してもらう方が良いのではないか。

委員E : この景観計画の最終形はどのようになるのか。

また、景観計画の中に景観条例のエッセンスとして公共事業景観指針や景観資源の登録を盛り込むべきだと考える。景観形成基準の中でも、景観資源という文言が入っていれば、運用の中でそうした意識が定着していくものとする。

事務局 : 方針は文章として記載するが、行為の制限に関する事項は現在の資料が反映されていくものと考えている。

後段のご指摘はその通りだと考えており、どのようにして盛り込むか検討したい。

委員F : 資料で、熊野古道（中辺路）地域では 2,000 m²超の土地の開墾には届出が必要と記載されているが、一方で別の資料（景観計画と各種法規制の関連整理）には、農業等にかかる行為についての適用除外の記載がある。どう考えればよいのか。和歌山県は茶畑やみかん畑など農業の景観が特徴的であり、配慮が必

要ではないか。

事務局 : 土地の開墾は適用除外となっていないので、2,000 m²超であれば届出が必要となっている。

委員F : もう1点、国道311号沿道は建築物の届出対象を「延べ面積100 m²超」と設定している。一旦それで決まれば他の市町村もそれに倣って同様の規模で設定すると思われるが、一方で過大な負担となって地域の発展を阻害するのではという危惧もある。

事務局 : 「延べ面積100 m²超」というのは、建築士が図面を作成する必要があり、それを届出してもらえば過大な負担にはならないだろうという判断から設定している。件数としても年間30件程度であり、概ね妥当なところかと考えている。

委員G : 範囲が「路肩から両側200m」というのが、地元の理解が得られにくいのではないかと思われる。規模要件ももう少し大きい方が建てる方としても意欲がわくと思う。逆に高原などは30坪を下回る家屋もある。

委員D : 何をしたいのかが明確でないまま届出対象などを議論すると、こういった細かい点に議論が集中する。その前段になる考え方などを示すべきではないか。

委員B : 検討の出発点としては、世界遺産に指定はされたが現状のままでは何があっても止められない状況にある、それでも良いのか、というところから始まっている。せめて世界遺産の周囲の景観については止める手段を講じておきたい、その場合は一体どこまでが望ましいか、といったような説明が前段であれば納得しやすいのだが、そのあたりの説明が不足しているか。

事務局 : ご指摘の通り、何を守っていくのか、そのためにどうしていくのか、をはっきり示さなければならないと思う。延べ面積100 m²超というものも、現状の建築状況からみてもそれほど過度な負担にはならないと考えて設定している。

委員B : 今まで通りのものが今まで通りに建てられる分には問題がない、という説明が一言あるだけでも分かりやすくなるのだが。

委員H : 景観法では届出しない場合の罰則規定も設けられている。現状の熊野参詣道(中辺路)地域では、市町条例の他、国立公園や県立自然公園が既に指定されており、許可制で運用されている。この上にさらに届出を課すとなれば住民などに相当の負担を強いることになる。自然公園の特別地域で許可を受けたものは市町条例では適用除外となっている。こうした点をきちんと説明しないと混乱するのではと危惧している。

事務局 : コアゾーンは文化財保護法の許可制であり適用除外としている。バッファゾーンについても、法による許可制で運用されているところは適用除外とし、重複しないようにと考えている。

特定景観形成地域については、早い段階で地元の住民の方々にもお知らせし、意見をうかがう機会を作っていくかねばと考えている。

委員F : 届出フローの案にある事前相談は良いしくみだと思うのでぜひ取り組んでほしい。この景観法に基づく届出は建築確認前に提出するのか。

事務局 : 特に定めはないが、事前相談はできるだけ早い段階で行っておくべきと考える。建築確認の他開発許可等も当課が所管しているので、スムーズに手続きが進む方法で対応したい。

委員B : 通常は建築確認の前に提出する。

委員I : 景観破壊は外的な要因と内的な要因があって、後者は地域の活力減退、高齢化などに起因しておりそうした課題は年々深刻になっている。だが現行の検討はどちらかといえば外からの目線になっており、住み手にとっての問題の解決にもつながるような書きぶりにできないか。

委員J : 「路肩から両側 200m」というのは、地域の特性があまり考慮されていないようにも感じられる。沿道の民家のあるところは適用する、奥側は適用しない、というケースもあり得る。景観形成は地域で力を合わせて取り組んでいくものであり、地元の人々と相談しながら、地図の上で特性を把握して決めていく、地域が主体的に関わるような取り組みがあっても良いのでは。

委員B : そうしたところまで県が踏み込んでいくべきなのか、本来は市町村の役割ではないか、という考え方もある。

景観計画などの取り組みでは、新たな建築あるいは開発行為はコントロールできるが、今あるものや無くなっていくものについての手だては無い。景観施策で全てがカバーできるわけではなく、市町村や他の分野の施策との連携も欠かせない視点だ。

今回の条例の趣旨は、何か景観上そぐわないものが建築されたとしても何ら手だてがないので、最低限の届出をしてもらい景観をより良いものにしていくというもの。届出対象規模の数値だけを見れば多少の負担が生じるように映るかもしれないが、現時点での想定は通常の建築行為等を基本としている。また、これによって地域の良さを守れるということであれば、地元でも理解が得られるのではないか。

景観計画で書き込める部分はきちんと書き込むべきだが、それで終わりではなく、他の施策とも一体となって取り組んでいくことだ大事だ。

委員D : 今、ご指摘の点は景観形成の方針にもきちんと記載し、情報発信していくことが重要だ。

当初、国道 311 号は広告物などの立地が問題ということだったと思うが、屋外広告物条例の禁止地域指定を検討されているとのことで、では何をどのような考え方で誘導するのか、がよく分からない。また、地形上も高低差を考慮すべきであるし、そうしたものとの関係性も見えてこない。

なぜ国道 311 号沿道とそれ以外を区分するのか、が資料からはよく分からな

い。このエリアを指定する目的、国道 311 号沿道とそれ以外と区分する目的、それらの考え方が分かるようにしてほしい。

委員B : 次回委員会では、ぜひ具体的な材料を提示頂き、きちんと議論できるように準備をお願いしたい。

景観計画については、県の思いなどをきちんと書き込んでほしいという意見であったので、次回には案を示して頂きたい。

届出対象行為などの数値は大枠としてこれで良いかと思われるが、過大な負担にならないようにとの意見があったので、十分配慮を。

事務局 : 資料は若干不十分なところもあったかと思うが、景観の種類などの考え方は大きくは間違っていないと思う。次回までにきちんと準備したい。